

労組・団体 各位

新潟県私立学校教職員組合連合
中央執行委員長 宮腰 一

にいがた私学争議団支援共闘会議
会長 谷 正比呂

加茂暁星高校・赤井くるみ先生、山田ユリ子先生の解雇無効裁判 高裁でも勝利判決を勝ち取るため、東京高裁あての要請署名にご協力ください

加茂暁星高校・非常勤講師の赤井・山田両先生の不当解雇撤回を求めた裁判の判決が昨年12月22日、新潟地裁でおこなわれ、赤井・山田両先生の解雇は無効との全面勝利判決が下されました。

判決は、①長期間契約が更新され続けられたこと。②これまで更新を希望すれば、その意に反して雇い止めになった例はなく、長期雇用への期待が持てる環境にあったこと。③更新手続きが形式的なものであったこと。④授業以外にも教材研究と選定、テストの作成・採点、課題・レポートの点検、試験監督、成績評価、補習など専任教員と同様の業務をこなしていたこと等の事実が認定され、赤井・山田両先生の雇用に対し「雇用継続を期待することに合理性があったと認めるのが相当」として、雇用の期待権を認めました。

その上で判決は、赤井・山田両先生の解雇が有効かどうかの判断は、雇用契約の満了だけではだめで、「社会通念上相当とされる客観的合理的理由が存在することが必要」と述べています。そして、解雇の客観的合理的理由について判決は、「整理解雇の法理を類推適用すべき」として、整理解雇4要件（人員削減の必要性。解雇回避努力。人選の合理性。手続きの相当性）に照らして判断、「人員削減の必要性も認められず、雇止め回避努力もなされておらず、事前・事後の協議・説明も不十分であることからすれば、原告らに対して恣意的に雇用契約を終了させようとするのが相当である」と結論づけ、解雇無効の判断を下しました。

判決はさらに、「生徒減からすれば極めて不透明と言わざるを得ないが、この点に関して被告は特段の主張・立証をしておらず、かつ、原告らが担当する理科及び数学の総授業時数がなくなることは被告高校が閉校するような事態でも起こらない限りおよそ考えられない以上、平成18年度の雇用契約が平成19年度以降も継続されるものと認めるのが相当」として、現在も雇用契約が継続されるべきとの判断までしています。

このように、地裁判決は非常勤講師の身分・雇用に関して全国的にも極めて画期的な判断を示した判決と言えます。地裁判決後、学園に対し地裁判決に従って赤井・山田両先生を職場に戻し、争議の全面解決をはかるよう要請ファックスや要請ハガキのとりくみなど、各県労組・団体にもご協力をいただきながら、要請活動をすすめてきました。しかし、学園は昨年12月29日、不当にも地裁判決を不服として東京高裁への控訴を強行しました。

つきましては、東京高裁においても同様の勝利判決を勝ち取るため、下記の通り東京高裁あて要請署名（個人・団体）にとりくみます。引き続き裁判勝利のため、お力をお貸しいただきますようお願いいたします。

記

1. 別紙、東京高裁あての要請署名（5名連記）を組合員に配布してください。
署名は、組合員のご家族の方にも広めていただければ幸いです。
2. 別紙、団体署名（ピンク色）にもご協力ください。
可能な限り、単組・分会等からも署名にとりくんでいただくようお願いいたします。
3. 署名の集約日は、下記のとおりです。
第1次集約 2月25日（金） 第2次集約 3月25日（金）
4. 署名の返送は、たいへんご面倒をおかけいたしますが、下記までお送りいただくようお願いいたします。

署名ご返送先・お問い合わせ先
〒950-0925 新潟市中央区弁天橋通1-13-13
にいがた私学争議団支援共闘会議事務局 TEL025-286-7600

以上